



特許の明細書

© 1986 ISIJ

橋本良郎

Patent Specification

Yoshiro HASHIMOTO

1. はじめに

研究者等が発明をすると、その発明は特許として保護される。その制度が特許制度といわれる。特許権は、実用新案権、意匠権や商標権と共に、工業所有権と呼ばれる一種の財産権である。しかし、この財産権としての特許権は、発明をしたという行為だけでは、美術工芸品等のようにそのものを創り出した創作者のものであると確認されるわけではない。それは、特許権の対象である発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」とされ、技術的・思想であることから、その内容を確定する必要もあつて、発明が特許として保護されるためには、国家による付与行為が必要であり、そのために特許出願という行為も必要とされるからである。

このような事情から、特許権による発明の保護は、その国限りのものであり、発明の保護を全世界で確保するには、各国ごとに特許出願をし、特許を得なければならぬ。従つて、同一の発明について国の数だけ特許があることになり、各国にそれぞれの特許制度が設けられているが、これらの制度はそれぞれの国の歴史的事情や国民性あるいは産業対策を反映しており、同じ特許の名で呼ばれるものの必ずしも同一であるとはいえない。そこで、まず、各国における特許制度を概観することとする。なお、どのような国においても、まず、その発明の保護のための特許出願が求められ、それに基づいて特許の付与手続が進められて、特許が付与されることには変わりはない。

2. 世界の特許制度

特許出願について特許を付与するに当たつて、審査が行われる国が多い。この審査は、その特許出願の明細書の記載が十分にされているかどうか（開示要件）、及びその特許出願の対象である発明がその国の特許法で保護を受けられる要件（新規性、進歩性、産業上の利用可能性等の特許要件）を備えているかどうかについて行われるのが通常である。

この特許付与の手続における審査の態度によつて、世界の特許制度は、「無審査主義」と「審査主義」とに大別される。この無審査主義といふのは、特許出願について、その書式（方式）が整つているかどうかを点検するだけで特許を付与し、その審査については、特許が付与された後に、その特許について侵害事件等の訴訟事件が起こつた場合に、その特許が有効なものとして保護されるものであつたのかどうかの問題として判断される制度である。この制度は、1971年のフランスの特許法に始まり、フランス、ベルギー、イタリア、スペイン、ポルトガルや、多くの開発途上国で採用されている。

審査主義は、特許出願について、書式の要件の点検だけではなく、上記の審査をも特許付与の手続の一環として行い、それらの要件が満たされていると特許庁（工業所有権庁等とも呼ばれている）が判断した特許出願についてだけ特許を付与する制度である。この審査主義には、特許出願のすべてについて審査を行なうのかまたは特定のもの（審査請求のあつたもの）だけについて審査を行うのか、或は、その審査の手続において第3者の関与を認める（出願公告一異議申立て）のかまたは認めないのかという類型に分けられる。

特許出願のすべてについて審査を行なう制度は、伝統的審査主義と呼ばれ、1960年代に入るまでは審査主義といえど、すべてこの制度であつた。1836年の米国特許法に始まつたものである。更に、特許の付与手続に第3者の関与を認める制度は、出願公告制度と呼ばれ、1852年に英國が無審査主義の下で導入し、1877年にドイツが審査主義の下で導入した制度であつて、特許を付与する前に、その特許出願を公告し、特許を付与することについて第3者に異議申立てを認める制度である。英國、西独、オランダ、北欧諸国、日本で採用されていた制度である。

しかし、このような審査主義を採用する国では、特許出願の審査のために審査官が必要となるばかりではなく、当時における技術革新の進歩を反映して特許出願の数が極めて増大すると共にその内容も高度化複雑化したことから、特許出願の審査が遅延しその滞貨が各国と

昭和60年9月24日受付 (Received Sep. 24, 1985) (依頼解説)

* 鈴江内外国特許事務所 (Suzuye & Suzuye, the 17th Mori Bldg. 1-26-5 Toranomon Minato-ku Tokyo 105)

も増加するに至つた。このような問題を解決するために導入されたのが、縹延べ審査制度とも呼ばれる審査請求制度であつて、1962年の欧洲共同体特許法草案において、無審査主義国であるフランス、ベルギーと審査主義国である西独、オランダとの妥協案として案出された制度であるともいわれている。この審査請求制度は、特許出願のすべてが直ちに審査を求めるものばかりではなく、審査をする必要性がなくなる出願もあるという現実に着目して設けられた制度である。すなわち、特許出願のなかには、出願後における技術の進歩や経済的環境の変化によつて、技術的にあるいは商業的に実施をする可能性がなくなること、あるいは第3者による実施を排除すれば足りるもの（防衛出願）があること等があり、更に、そのような判断は必ずしも特許出願の際だけではなくその後一定の期間内に行えば足りるものであることから、真に審査が必要とされる特許出願についてだけ審査を行うことによつて、全体としての審査を促進すると共に質の高いものとすることを図つたものである。このような審査請求制度は、1960年にオランダ、1968年に西独で採用され、日本でも昭和45年（1970年）の改正で採用されている。

この審査請求制度の下では出願内容の公表が出願人の恣意によつて遅れることがあり得ることもあり、既に出願されている発明の内容が判らないために、同一の技術についての重複した研究、重複した出願がされるのを防止し、更には企業活動が不安定になるのをさけるため、「出願公開制度」が、審査主義国に限らず多くの国で採用されるようになつてゐる。これは、早期公開制度とも呼ばれ、特許出願がされると、その18月後に、その出願についての審査経緯のいかんに拘わらず、その出願内容を公表する制度であり、上記の審査請求制度を採用した諸国で同時に採用されたほか、フランスにおいても、この出願公開制度を1969年に採用している。なお、フランスでは、それと同時に特許付与前に新規性調査報告を添付する新規性調査制度を導入して、審査主義への歩みよりをみせている。

一方では、このような国際的な性格をもつ各国の特許制度を国際的な規模で調和させようとする動きもあり、1883年には工業所有権の保護に関するパリ条約が締結され、最初にされた特許出願の出願日を他国においても尊重しようという優先権の制度が設けられている。更に、1970年代初頭においては、特許協力条約（PCT）や欧洲特許条約（EPC）が相次いで締結されている。このPCTは、各国特許出願の手続の統一ないし協力を図ろうとするもので、1個の出願（国際出願）について、国際的に共通な手続として、国際調査、国際公開、場合によっては国際予備審査を行つた後に、各国の特許付与手続に移行させる制度を設けたもので、出願人及び各國特許庁の重複した労力の軽減を図つたものである。ま

た、EPCは、欧洲諸国が共同して欧洲特許庁を創設し、この欧洲特許庁において、出願の受理、新規性調査、出願公開、審査を行つて、欧洲特許を付与する制度を創設したものであり、このようにして付与された欧洲特許は各国における国内特許として取り扱われることになる。なお、これらのいずれの制度も、日本の出願人による利用が可能である。これらの制度の実施に伴い、英國や西独では審査請求に基づく審査主義は維持しているものの、1977年及び1980年にそれぞれ出願公告制度を廃止している。

これらとは別に、発明を特許として保護するに当たつて同一の発明に重複して特許を認めること（ダブルパテント）はできないところから、同一の発明について複数の出願が競合した場合にどちらの出願に特許を認めるかについて二つの方式があり、その発明がされた時点の早い方に特許を認める先発明主義と、その発明についての特許出願の出願日が早い方に特許を認める先願主義がある。先発明主義は、米国やカナダで採用されているが、具体的にその発明の時点を確定することが困難な事情がある等から、日本を含む多くの国では先願主義が採用されていることにも触れておくべきであろう。

3. 明細書の意義

特許出願に当たつて明細書を提出することは、現在では日本だけではなく諸外国でも一般に求められていることであるが、このようなことは17世紀頃から始まつたといわれており、それ以前は模型の提出などで足りたようである。明細書の提出が求められるようになつたのは、英國に始まつたといわれる。最初は特許期間の延長の条件として発明を公開するため1670年に事業の明細書の提出が求められ、1712年には特許付与の条件として明細書の登録が求められたことがあるといわれているが、いずれも偶發的なものようである。その後、18世紀に入り1730年頃には、特許状において特許の後に明細書を登録することを命じ、その登録がされないとには特許を取り消す旨の条項を挿入することが、英國では普通に行われるようになり、明細書の提出が特許のための条件とされるようになつてゐる。もつとも、この当時は、特許の認可を得てから、明細書を提出することとされていたため、特許権者のなかには、出願をしたときにはまだ発明していないかつた新しい事項をも明細書に書き込んで、不當に特許の範囲を拡大しようと図る者が往々にしてあつたといわれている。そのため、19世紀の中頃には出願をする際には「発明の概略書」を提出することが求められるようになり、1852年には成文法として出願時における明細書の提出が義務付けられるようになつてゐる。このような英國における沿革が明細書の初まりであるといえる。この沿革にもみられるように、当初の明細書に新たな事項を書き加えることは厳しく制限さ

れるものであるから、当初の明細書の作成は慎重に行うべきものであつて、後の補正に頼らうとすることは厳しくいましめるべきことである。

現在においては、特許出願には書面主義が採用され、明細書等は所定の様式で作成した書面によらなければならず、口頭による説明や発明品等の提出によって代えることは許されていない。特許出願の際に提出する明細書には、その時点において出願人が保護を求めようとした発明の内容を正確に記載すべきものとされ、この出願時の明細書によつてその特許出願の内容は固定され、その後は、その記載内容を超えることはできなくなる。

従つて、出願人が内心においてどのような技術思想を抱いていたとしても、その技術思想は出願に際し出願書類に表示されなければならない。しかも、我が国特許法の根幹である先願主義を重視して明細書及び図面の要旨の変更は厳しく制限されている。そのため、出願当初の明細書及び図面では出願に係る発明が特定の技術思想として把握できなかつたのに、これにその後の補正を合わせて初めて特定の技術思想として把握されるようになつた場合には、その補正によつて出願時の発明を他の発明に置換したり、出願時の発明とは別個の発明を盛り込んだりすることもあるところから、そのように把握できるようになつたということに基づいて、その技術思想が出願当初から存在しており、その特定の技術思想をもつとのとして出願されたとすることはできないとされている。

なお、明細書に記載された発明の構成をよりよく理解できるように、その実施例を具体的に示したりするために必要な図面を提出することは認められている。このような図面は明細書を補完するものであるが、明細書の記載は、それだけで独立して存在するものではなく、図面

がある場合には、図面を通して明細書の記載を読むことによつてその発明が理解されることになる。

このように、図面は法律的には明細書を補完するものではあるが、文字による表現では説明し難い場合であつても図面をみれば一目瞭然であつて多言を要しない場合もあるし、また図面は国際言語であるといわれるように文言は理解できなくても、図面は理解できることもあり、発明の技術的内容の把握や理解に当たつて図面の果たす役割は、実務上は大きなものがあるといふことができよう。

この明細書の記載は、前述のように審査の対象とされるが、我が国で拒絶理由通知を受けたもののうち、20%以上が明細書記載不備を理由とするものであり(図1)、最終的に拒絶査定をうけたものの1割弱は明細書記載不備を理由とするものであつて(図2)、明細書の記載の重要性はこの点からもうかがえよう。

4. 明細書の性格

明細書は一般に権利文献としての性格と技術文献としての性格をもつてゐるといわれている。

特許制度は、新しい技術(発明)を公表した者に対しその補償として一定期間(原則として出願公告から15年)一定の条件の下に特許権という排他的な権利を与えるものである。したがつて、この権利によつて制約を受ける第3者に対する法的安定性と権衡上、その効力の及ぶ範囲は明確に公示すべきであり、その限りで権利としての保護が受けられるのであつても、その旨の開示がなければ、特許権者にはその主張をすることが許されない。特許として保護される発明は、特許出願に際して明細書に記載されることによつて始めて第3者に開示され客観的に認識されるようになり、その権利として主張される発明が明らかにされるのであつて、権利の主張をするためには、それに見合つた発明が明細書に開示されることが求められている。この面に着目して、明細書は権利文献、あるいは権利書としての性格を有するといわれ、このように保護される発明の技術的範囲を明らかにする役割は、特許請求の範囲の欄が主として担つてゐる。

一方、明細書に記載した事項は、図面の内容と共に出願公開または出願公告されるので、これによつて、明細書に開示された発明者の頭脳的創作の所産である発明(新技術)は、社会全体の技術知識を豊富にし技術水準を向上させるものとして社会に公表されることになる。このようにして公表された技術は、特許権が存続期間の満了等によつて消滅した後には、社会全体の共有の知識(public domain)となり、文化的、技術的遺産(heritage)として後世に引き継がれていくのである。この面に着目して、明細書は技術文献としての性格を有するといわれ、このような新技術を公表する役割は、主として

条文別拒絶理由通知比率表

	新規性・進歩性	明細書記載不備	新規性・進歩性+明細書記載不備	その他
特 許	69.8	21.2	15.2	
内 国				
外 国	48.5	31.8	10.9	
合 計	65.8	23.1	6.2	

図1 特許庁年報第34巻(昭和56年版)第16頁より

拒絶査定の拒絶理由別内訳(比率)

項目	新規性・進歩性が認められない	明細書記載不備	新規性・進歩性および明細書記載不備の併合	その他の理由
46	67.4	8.9	4.9	18.7
47	67.2	8.6	4.9	19.4
48	69.2	8.2	5.0	17.6
49	73.1	7.2	5.0	14.8
50	76.1	6.9	5.0	12.2
51	76.5	6.7	6.1	10.7
52	76.9	6.8	6.2	10.1

図2 特許庁年報第35巻(昭和57年版)第18頁より

発明の詳細な説明の欄が担つている。

更に、明細書は、出願に係る発明の特許性（新規性、進歩性等）を主張しつつ立証する書面としての役割をも現実には果たしていることも忘れてはならないことである。この役割は、明細書の本来の役割である発明の正確な開示とも密接に関連しているが、従来技術との関連においてどのような問題点を解決しようとした、それによってどのような作用効果があるのかを明らかにすることによつてされるのが通常である。しかし、その発明の特許性を立証し、主張するためには、発明の内容の単なる開示以上のものが必要となることが多い。

このような明細書が技術情報として利用されていることはいうまでもない。前述したように、特許文献は、同一の発明について各国ごとに特許文献として公表されることもあるので、同一の特許出願に基づいて優先権の主張をした一群の特許は、Patent Familyと呼ばれ、言語による理解の壁を越えるために利用されている。また、学術文献等の通常の文献と区別して、特許文献或は特許情報と呼ばれることがある。

また、特許文献は、学術文献にはみられない権利文献としての使命があるところから、その記載に当たつて注意すべき相違点がある。すなわち、権利として認められるためには、その技術が従来のものと比較して客観的に区別できることが必要であり、主観的な認識の相違だけでは別個の権利は認められないからである。従つて、同一の操作、方法、装置や物に対しては、特許は一件に限られ、重複特許（いわゆるダブルパテント）は認められない。これに対して、学術文献では、同一のものについても、その認識あるいは見解が異なれば学術研究の対象となることは明らかであるから複数の研究報告がされても当然といえよう。これについては、よくあげられる例としてポリエチレン被覆電線があり、絶縁性がよいことを見出してポリエチレン被覆電線に特許が与えられると、その後に高周波特性がよいことを新たに見出してもポリエチレン被覆電線としては特許が認められない。重複特許をさけるためであるといわれている。また、特許文献としては、構成が客観点に明らかであれば、その作用効果についての理論的解明は必ずしも求められていないことも、学術文献と異なる点としてあげることができよう。

5. 明細書の記載

明細書には、発明の名称、特許請求の範囲、発明の詳細な説明、及び図面がある場合には図面の簡単な説明の各欄を設け、この順に記載することが求められている。もつとも、この特許請求の範囲の欄は最後に設けることを求めている国も多く、我が国もかつてはそうであつたが、出願公開制度を導入した昭和45年から、出願公開公報の情報としての利用の便を考慮して上記の順序とな

つている。

諸外国における特許出願の書類もほぼ同様の構成をとっているということができるが、我が国では求められない要約を、明細書の記載の一部としてあるいは特許出願を構成する一つの要素として提出を求めている国もある。

明細書におけるこれらの欄のうち、特に、発明の詳細な説明の欄及び特許請求の欄が上述したように重要な役割を果たしているので、これらの各欄の記載についてそれぞれ説明する。

（a）発明の詳細な説明

明細書における発明の詳細な説明の欄は、前述したように、その出願に係る発明を公開する技術文献としての役割を主として担う欄であり、諸外国の特許法でも、このような部分を特許出願の書類として設けることを設けており、一般にはPCT5条にいうように、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に発明を開示することを求めている。我が国の特許法では、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない」と規定し、発明を、その目的、構成及び効果の面から記載することを求めている。発明は、その構成（技術的手段）によって、先行の技術的手段によるよりいつそう的確に目的とする効果を達成するものであるから、発明には常にその発明に特有の効果を具有すべきであると考えられており、その発明を正確に第3者に把握させるためには、その目的、構成及び効果を記載することが必要であるとされている。

その記載の程度については、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」（実務では当事業者と呼ばれている）を対象とすることが明らかにされている。明細書による発明（技術）の公表に当たつては高度の技術的理解力を有する者や、特殊な能力を有する技術的専門家だけを対象とした程度の記載によつては特許制度の目的とする技術の公表が十分に行われたとはいえないとして、その発明の技術分野における普通程度の技術的理解力を有する者、換言すれば平均的技術者を対象とすることとしている。更に、「容易にその実務をすることができる程度」に記載することが求められている。これは、その発明を出願時の技術水準からみて正確に理解でき、かつ、明細書の記載に基づいて特殊な知識を附加しなくともその発明の反復可能性を追試して再現した実施ができることである。この実施とは、物については、その物をつくりかつ使用することであり、方法についてはその方法の使用であり、物の生産方法では、その物をその方法によつてつくることである。

もつとも、このことは出願時における技術水準に属し当事業者に自明の事項までも記載することが求められてい

るわけではない。このような事項は、当業者であれば明文の記載がなくても、記載されていると同様に明細書を読むことができるからである。またその発明の課題とは直接関連のない付随的技術事項についても記載を省略できるといわれている。しかし、その後の補正等を考慮すると、どのような事項であつても明文の記載に変える場合等にそれらが自明であること等についての説明ないし立証が必要になることが多く、いろいろとトラブルの原因となるので、実務上は記載しておいた方がよかつたと後悔することも多いようである。

発明の目的については、産業上の利用分野、従来の技術、その発明が解決しようとする問題点等を記載し、従来の技術に関する文献が存在するときは、なるべくその文献名も記載すると共に、各記載事項の前には、原則としてそれぞれ「産業上の利用分野」、「従表の技術」、「発明が解決しようとする問題点」等の見出しを付することが求められている。

発明の構成については、上記の問題点を解決するためどのような手段が構じられたのかをその作用と共に記載し、必要があるときは、その発明の構成が実際にどのように具体化されるのかを示す実施例を記載することが求められている。この実施例は、特許出願人が最良の結果をもたらすと思うものをなるべく多種類掲げて記載し、必要に応じ具体的な数字に基づいて事実を記載するものである。この場合、各記載事項の前には、原則としてそれぞれ「問題点を解決するための手段」、「作用」及び「実施例」の見出しを付すこととされている。

発明の効果については、その発明によつて生じた特有の効果をなるべく具体的に記載し、その記載事項の前に原則として「発明の効果」の見出しを付することとされている。

このような発明の構成の記載に当たつて記載すべき技術的手段は、具体的には、材料、操作、条件、部品、機構等として表現されるが、複数の技術的手段からなるのが通常であり、それらの個々の技術的手段の相互関係を記載する必要があることもある。この技術的手段は、その発明を識別するために最も客観的で判断しやすいものであり、特許請求の範囲に記載された構成要件に対応してそれを裏付けるためのものであるから、両者の対応関係が明らかになるようにすべきものである。

その際、特許請求の範囲に記載された構成要件が集合概念（上位概念または総括概念、例えば酸）で表現されている場合には、その外延を明らかにする定義を述べると共に、その概念に包含させようとする要素（下位概念または具体例、例えば塩酸）をあげる等によつて、そこで発明者が意図する内容を明らかにすべきである。望ましい記載としては、最初に発明の全容が容易に把握できるように総括的に全体像を述べ、順次段階的に展開していくよう詳細に細目まで説明していくようすれば、第

3者によるその発明の把握が容易になるばかりでなく、その発明を補正によつて限定する必要に迫られたときにも、出願人として比較的困難なく対処することができるようになる。また、この具体例（集合概念の要素）の例示が多いほど、その構成（集合概念）の裏付けが十分となり、いわゆる選択発明の権利が他人に設定され難くなる。

ここで選択発明というのは、例え一般式で開示された殺虫剤の特許に対し、その一般式に属する化合物ではあるが、具体的に例示されていなかつた特定の化合物について特許出願がされた場合に、その特定の化合物が一般式で開示された殺虫剤に比べて、殺虫効果が同程度であつても人間にに対する毒性が極めて少ないものであるときには、選択発明として別個の特許が認められる場合のことである。

また、発明の構成要件が数値を規定することによつて表現される（数値限定の）場合もあり、そのような場合には、その発明が数値限定の点においてのみ比較対照される公知技術を相違するときには、その数値限定が特異のものであること、すなわちその数値限定の内と外とでは作用効果上顕著な差異があるという臨界的意義をもつことが、その発明の特許性を確保するための決め手となるので、その臨界的意義を明記しておくことも必要となる。このことは、その理論的根拠までを要求するものではないことも記憶しておくべきことであろう。

更に、化学の分野においては実施例の記載が重視される。反応の化学方程式が示されても、果たしてそのとおり反応が進行するかどうかは、一般的には実際に実験して確認してみなければ分からぬのであつて、化学が実験の科学といわれるゆえんもそこにあり、化学反応の発明が完成したとするためには、公知化合物でそれと類似の化合物を製造する方法のような予測可能な場合を除いて、一般的にはその化学反応の実在を裏付け、作用効果を確認しなければならず、そのためには実際にその反応を行うことが必要であり、このような実験が行われたことを証する資料を記載することが必要であつて、実施例はそのための最も適切な資料であるからである。もつとも、実施例に限定されるわけではないが、少なくともこれに代わり得るものがあることが必要であるとされている。

(b) 特許請求の範囲

特許請求の範囲は、クレーム（claim）とも呼ばれるもので、学術文献にはみられない特許明細書に特有のものであつて、抄録或は要約とは異なるものである。この特許請求の範囲の欄は、上述したように権利文献としての役割を主として担うものであつて、社会に対し自己の権利として主張する技術の範囲を明らかにすると共に第3者が自由に実施をすることができる技術をも明らかにするためのものであるからである。このように特許発明

の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定められるし、特許出願の審査において特許性があるかどうかの審査の対象となるその特許出願に係る発明は特許請求の範囲の記載に基づいて判断される。

どの国の特許出願の書類でも特許請求の範囲を設けることが求められるのは通常であり、一般には PCT 6 条にいうように、保護が求められている事項を明示し、明確かつ簡潔に記載し、明細書による十分な裏付けがされていなければならないとされている。我が国の特許法では、これを、「特許請求の範囲には発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない（必須要件項）」ただしその発明の実施態様を併せて記載することを妨げない（実施態様項）」と規定している。

発明の詳細な説明の欄に記載せず、その開示がされていない事項（技術）を特許請求の範囲に記載すると、開示がされていない発明までも特許権によつて保護されることになり、そのようなことは特許制度の趣旨に反することになるから、特許請求の範囲の欄には発明の詳細な説明の欄で記載し開示した事項のみを記載すべきこととされているのであり、また、その発明の構成に欠くことができない事項、即ちその発明の技術的課題を解決するために必要不可欠な技術的手段（技術的事項）を記載するものであつて、発明の構成要件のすべてを記載することが求められており、各技術的要素をすべて記載するだけではなく、それらの技術的要素の相互関係もすべて記載することが求められていることになる。このことは、逆に、特許請求の範囲に記載された一部の事項について、それが必須のものではなく単なる付加的な性格のものであるということは許されないことになる。

以上は、主として特許請求の範囲の欄における必須要件項についていえることであるが、特許請求の範囲の欄には実施態様項と呼ばれるものもある。必須要件項は、その発明の枠組みを定めるものであるのに対し、実施態様項は、そのような発明の内枠にあつて、その必須要件項に記載された技術的事項を技術的に限定して具体化したものであり、一つの発明に対し必須要件項は一項に限られるが、実施態様項は複数項記載することが認められる。これが、いわゆる多項制と呼ばれるものであり、我が国では昭和 50 年の改正から採用されている。

特許請求の範囲、特にその必須要件項の記載に当たり、実務上は、いわゆる前提部分と特徴部分とに分けて記載されることが多い。この前提部分というものは、その発明の明示に必要な技術的事項で公知技術であるもの表示であり、特徴部分は、一般に、「に特徴を有する」「を特徴とする」「を改良した」等と表現されることが多く、その発明の技術的特徴の記載である。この前提部分は、その発明の対象ないしは範囲を限定するものであるから、この部分を全く無視すべきものではなく、この部

分をも含めてその発明の要旨を定めるべきものとされており、この前提部分に記載された要件を陳腐なものであるとか構成要件として考慮に値しないということはできないとされていることに留意すべきであろう。

6. 明細書の補正

明細書はいつたん提出された後であつても、必要に応じてそれを書き改めることは許容されており、補正と呼ばれている。しかし、これは全く自由に改変できることを意味するものではなく、厳しい制限が付されていることに留意しなければならない。まず、補正をすることができる時期についての制限があるが、ここでは特に触れないこととし、補正が許容される内容について述べることにする。補正ができる内容については、その特許出願が出願公告される前であるか、出願公告の後であるかによつて、その基準が大きく変わることになる。

その特許出願について出願公告の前における明細書等の補正については、出願時における明細書・図面の開示の範囲内であれば自由にできるのが原則である。すなわち、出願当初の明細書・図面に記載された事項の範囲内の補正が許容されることになる。ここで注意すべきことは、判断の基礎とされるのは、最初に提出された明細書・図面に現実に記載された事項あるいはそのような事項から記載されていたと読みとることができる事項に限られるのであって、発明者が既に考えていたとか既に現実にその物を製造していた等の事項は、その判断の対象とすることはできないのである。このことは、既に明細書の沿革について述べたところからも明らかであろう。しかし、現実には、発明者としては十分に記載したつもりでいても、第 3 者が客観的に判断すると記載されているとは読みとれないこともある、トラブルの原因となることが多いことを十分配慮すべきであろう。

特に、化学関係の出願に多いことであるが、上位概念（集合）として表された発明において、その下位概念（要素）として具体的に示された実施例が少ないため、それらの具体例からはその上位概念が全体としては裏付けられていると認められず、発明未完成と判断されることがある。この場合、その発明を補正によって具体例に示されたものに限定すれば問題は解消するのであるが、あくまでその上位概念の発明として維持しようとなれば、補正によって新たな具体例を追加することが必要なのであるが、そのような新たに追加しようとする具体例が出願時における明細書・図面から読み取れるものでなければならず、その上位概念に含まれるものであるからというだけの理由では、その補正を正当化するものとして許容されないことに十分注意する必要がある。例えば、金属と記載されて、いたからといつてナトリウムでも水銀でも金でも鉄でも自由に加えられないことは明らかであろう。

特許出願が出願公告された後では、明細書・図面の補正是、権利の安定性の面が重視されるため、特許請求の範囲を実質上拡張したり変更したりするものであつてはならないとされている。従つて、出願時の明細書・図面に記載されていた事項であつても、出願公告された特許請求の範囲に含まれていない事項については補正することが認められないことになることに留意すべきであろう。

また、補正が許容されるものであるかどうかは、特許出願の審査中に判断されるだけではなく、特許後においても必要な場合には判断が行われ、それぞれの段階における制裁が設けられている。

7. おわりに

特許出願における明細書がどのような役割を果たしているのかについて、研究者の方々が自己の発明を明細書に表現したり、あるいは他人の発明を明細書を通して理解する際に必要となる事項を中心にして、特許制度への理解を深めることを念願して記載したものである。法律的には多少正確さを欠く表現があるかも知れないが、概念的な把握を第1に考えたためであるので、お許しを願いたい。本稿によつて特許制度への理解がいつそう深まれば幸いである。